

測量業務共通仕様書 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第106条 業務の実施</p> <p>「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、規程第5条第3項に基づき別途定める製品仕様書によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院が定めるマニュアルによるものとする。</p>	<p>第106条 業務の実施</p> <p>1. 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、規程第5条第3項に基づき別途定める製品仕様書によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院が定めるマニュアルによるものとする。</p> <p>2. 測量機器のうち、データ記録機能のないセオドライト及び測距儀は使用しないものとする。また、トータルステーション、レベル、水準測量作業用電卓（データコレクタ）、水準標尺、GNSS測量機、鋼巻尺等については、「規程」に定める第三者機関の検定を受けた機器の使用を原則とし、同機関の発行する検定証明書の写しを業務計画書に添付して提出するものとする。なお、1～4級水準測量に使用するレベルは水準測量作業用電卓（データコレクタ）にデータを記録するものとする。</p>

## 測量業務共通仕様書 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第113条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務概要</li> <li>(2) 実施方針</li> <li>(3) 業務工程</li> <li>(4) 業務組織計画</li> <li>(5) 打合せ計画</li> <li>(6) 成果品の内容、部数</li> <li>(7) 使用する主な図書及び基準</li> <li>(8) 連絡体制（緊急時含む）</li> <li>(9) 使用する主な機器</li> <li>(10) その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施方針又は(10)その他には、第 132 条個人情報の取扱い、第 133 条安全等の確保及び第 137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>第113条 業務計画書</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務概要</li> <li>(2) 実施方針</li> <li>(3) 業務工程</li> <li>(4) 業務組織計画</li> <li>(5) 打合せ計画</li> <li>(6) 成果品の内容、部数</li> <li>(7) 使用する主な図書及び基準</li> <li>(8) 連絡体制（緊急時含む）</li> <li>(9) 使用する主な機器（機器の検定証明書の写しを添付）</li> <li>(10) その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 実施方針又は(10)その他には、第 132 条個人情報の取扱い、第 133 条安全等の確保及び第 137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</li> </ul> </li> </ul>